

各位

会 社 名 株 式 会 社 テ ク ノ 菱 和 代 表 者 の 代表取締役 黒田 英彦 役 職 氏 名 社長執行役員 黒田 英彦 (コード番号 1965 東証スタンダード市場) 間い合せ先 取締役常務執行役員 加藤 雅也 管理本部長 電 話 番 号 03-5978-2541

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の第73回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1)変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条) は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 6 月 28 日 (火) 定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 28 日 (火)

以上

現 行 定款 (株主総会参考書類等のインターネット <削 除> 開示とみなし提供) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際 し、株主総会参考書類、事業報告、計算 書類および連結計算書類に記載または 表示をすべき事項に係る情報を、法務省 令に定めるところに従いインターネッ トを利用する方法で開示することによ り、株主に対して提供したものとみなす ことができる。 <新 設> (電子提供措置等) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際 し、株主総会参考書類等の内容である情 報について、電子提供措置をとるものと する。 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項の うち法務省令で定めるものの全部また は一部について、議決権の基準日までに 書面交付請求した株主に対して交付す る書面に記載しないことができる。 (附則) <新 設> 1. 変更前定款第15条(株主総会参考書類 等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第15条(電子提 供措置等) の新設は、2022年9月1日か ら効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月 末日までの日を株主総会の日とする株 主総会については、変更前定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネッ ト開示とみなし提供) はなお効力を有す 3. 本附則は、2023年3月1日または前項 の株主総会の日から3ヵ月を経過した 日のいずれか遅い日後にこれを削除す る。